

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本光電工業株式会社			コード	6849
提出日	2026/5/22	異動(予定)日	2026/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	森田 純恵	社外取締役	○														○		有
2	Danny Risberg	社外取締役	○														○		有
3	森田 守	社外取締役	○										○						有
4	三村 孝仁	社外取締役	○										○					新任	有
5	清水 一男	社外取締役	○														○		有
6	佐藤 郁美	社外取締役	○										○						有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		森田 純恵氏は、長年にわたり海外向けを中心に情報通信・情報ネットワーク分野の製品開発に従事した後、経営執行役としてグローバルな視点で会社経営に関与し、現在は情報工学を専門とする大学教授を務めています。森田氏の豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、社外取締役に選任しています。また、森田氏の属性として当社経営陣からの独立性が疑われるようなものはないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
2		Danny Risberg氏は、起業家としての経験を有するとともに、長年にわたり医療機器業界を中心とする会社経営に関与してきました。業界団体の代表としての活動にも精通しており、グローバルにおける企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、社外取締役に選任しています。また、Risberg氏の属性として当社経営陣からの独立性が疑われるようなものはないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
3	森田 守氏は、㈱日立製作所原力ビジネスユニットストラテジックエキスパートです。㈱日立製作所は当社の取引先ですが、取引先は主として日立総合病院です。また、本届出直近事業年度の取引実績は4.補足説明にある軽微基準内であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	森田 守氏は、長年にわたり事業開発や経営戦略等に従事した後、執行役としてグローバルな視点で会社経営に関与してきました。森田氏の豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、社外取締役に選任しています。また、森田氏の属性として当社経営陣からの独立性が疑われるようなものはないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
4	三村 孝仁氏は、2023年6月までテレモ㈱の顧問を務めていました。テレモ㈱は当社の取引先ですが、本届出直近事業年度の取引実績は4.補足説明にある軽微基準内であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	三村 孝仁氏は、長年にわたり医療機器業界において事業責任者や代表取締役を歴任するなど、グローバルな視点で会社経営に関与してきました。業界団体の代表としての活動にも精通しており、三村氏の豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、社外取締役に選任しています。また、三村氏の属性として当社経営陣からの独立性が疑われるようなものはないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
5		清水 一男氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士および税理士としての財務および会計に関する豊富な知識・経験を活かしていただくことにより、独立した立場からの経営の監督・監督が期待できるため、社外取締役(監査等委員)に選任しています。また、清水氏の属性として当社経営陣からの独立性が疑われるようなものはないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
6	佐藤 郁美氏は、のぞみ総合法律事務所のパートナー弁護士です。のぞみ総合法律事務所は、当社の内部通報窓口およびコンプライアンスに関する社員アンケート調査の委託先ですが、本届出直近事業年度の同所への報酬支払額は4.補足説明にある軽微基準内であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	佐藤 郁美氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験を活かしていただくことにより、独立した立場からの経営の監督・監督が期待できるため、社外取締役(監査等委員)に選任しています。また、佐藤氏の属性として当社経営陣からの独立性が疑われるようなものはないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

当社は、属性情報に関する軽微基準を、対象事業年度において、hの「報酬」については「(個人の場合)1,000万円未満、(団体の場合)総収入の1%未満」、jの「取引」については「連結売上高1%未満」、lの「寄付」については「1,000万円未満」と定めています。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。